

## M5 エリート養成システムの確立 交付要項

### 1. M5 エリート養成システムの確立について

本概要は、一貫指導体制の構築を行うため、2012年度よりプレジデント・ミッション「M5. エリート養成システムの確立」支援制度と技術部主管の強化育成資金、47FA ユースダイレクター制度というこれまでは個別に交付していた補助金を、47の都道府県サッカー協会（以下「47FA」という）に対して、「M5. エリート養成システムの確立」（以下「M5. エリート」という）として包括的に交付するため、必要な事項を定めるものである。

### 2. 趣旨・目的

「M5. エリート」支援制度は、主に、スポーツサッカーの各年代層・カテゴリーの競技会や幅ひろい指導普及事業等を実施することで、国民のスポーツへの広い理解と関心を高め、児童または青少年の健全な育成を促進し、より良い社会の形成を促進し、また、地域社会の健全な発展を助け、スポーツサッカーを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することなどを目的とする。

### 3. 期間・金額

□ 対象期間： 2015年4月 ～ 2016年3月

□ 補助金額： 240万円（北海道300万円）

※ 補助金が支払われた年度内に、対象事業に係る直接経費として支出してください。なお、その支出配分は47FAの自由裁量に委ねます。

### 4. 申請

□ 提出物： 事業計画書（別紙：様式1-1～1-3）を都道府県ユースダイレクター・技術委員長と協議のうえ、3月9日（月）までに提出して下さい。

□ 振込： 4月末までに各都道府県サッカー協会口座に振り込みます。

※事業計画書の提出がないFAに対しては、補助金をお支払いすることが出来ませんので必ずご提出下さい。

### 5. 報告

□ 収支報告書

収支報告書は補助対象となる事業のうち、どの事業からでも補助金の報告を行うことができます。

例) 強化育成資金で、支出額が240万円を超える場合、強化育成資金の収支報告書・明細書を提出して頂ければ、他の事業の収支報告書の提出は不要です。

ただし、事業報告書はすべての事業のものを提出してください。

□ 事業報告書

すべての対象事業の報告書を提出してください。事業報告書が提出されない場合は、補助金を返金して頂き

ます。

□ 収支報告書の提出と精算：

「補助金に関する経理処理の手引き」に関しましては、改めて財務部より展開させていただきます。

□ 事業報告書の提出：

期日：2016年4月21日（木）

内容：すべての支援対象事業についての事業報告書（別紙：様式2-1～2-3）

※期日前であっても、報告書が出来次第、随時提出頂いてもかまいません。

## 6. その他

---

□ M5 エリート養成システムの確立は、都道府県の独自性に配慮し行うことが重要です。都道府県における合理性と公平性を果たすため都道府県ユースダイレクターが中心となり、技術委員長等と連携を取りながら、補助金の使途・配分を決定してください。そのため都道府県ユースダイレクターが本件の企画立案・実施及び予算・決算に関われるよう協力してください。

□ JFA側の窓口（担当部署）は技術部とし、各FAのカウンターパートとして協働して取り組みます。

□ 提出先：〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFAハウス10F

公益財団法人 日本サッカー協会 技術部 福嶋宛

本件に関する問い合わせ

公益財団法人日本サッカー協会 技術部 吉田・福嶋  
TEL: 03-3830-1810 FAX: 03-3830-1814 E-mail: kyoko.yoshida@jfa.or.jp